

空間の法的構造

助教授 濱本 正太郎

. 概説

国家領域と非国家領域 区別する意味 国家管轄権行使の基準

国家領域 領土・領空・内水・領海

非国家領域 海 接続水域・排他的経済水域・大陸棚・公海・深海底

空 宇宙空間・天体

陸 南極大陸

. 国家領域

A. どのようにして国家領域を決定するか

1. 領域権原の取得

領域権原 = 領域主権を行使することのできる法的根拠

「権原」の意味

2. 領域紛争の具体例 北方領土

直近の関連条約 1956年日ソ共同宣言

歯舞・色丹については問題ない 「二島先行返還論」

問題は国後・択捉

1951年対日平和条約

論点二つ ・「千島列島」とはどこのことか

・「放棄」された領土はどこに帰属するのか

1945年ポツダム宣言

1943年カイロ宣言

現在の両国の立場

・日本 平和条約の「千島」に歯舞・色丹・国後・択捉は入らない。

1855年 日露通好条約

1875年 千島樺太交換条約

・ロシア 国後・択捉は平和条約の「千島」に入る

ソ連(ロシア)の実効的支配長期化に対する日本の対応

まとめ 領域紛争の実際

- ・条約があれば条約に従う
- ・条約で決着が付かない場合、支配の実効性と関係国の黙認とが問題になる

B. 領海の地位 領土との違い

1. 領海の決め方 沿岸から12カイリ

直線基線 ノルウェー漁業事件判決 判例 p. 148

2. 無害通航権

国連海洋法条約 第17条以下

・「通航」

通航でないもの 入港・漁業

不審船は？ 1999.3.23

・「無害」

- ・航行態様説 vs. 船種説

コルフ海峡事件 1949年判決 判例 p. 142

- ・軍艦の通航は「無害」か

- ・事故原子力潜水艦は「無害」か

1980年ソ連原潜 沖縄東の公海上で火災

ソ連タグボートに曳かれて東シナ海へ 日本領海を通過

日本、領海を通過しないよう要求

理由二つ

- ・放射能汚染がないという保証がソ連からなされていない

- ・「非核三原則」 持ち込ませない 核兵器の搭載につき返答なし

ソ連回答

- ・ソ連の権威によれば、放射能汚染のおそれはない

- ・核兵器の搭載については触れず

宮澤官房長官 無害通航とは認められない

放射能汚染のおそれ・核兵器搭載の可能性

政府統一見解 立場変える 無害通航だった

放射能汚染は生じていない・核兵器搭載していなかったとのソ連の通報